

平成18年3月30日
外務省領事局政策課

領事業務の業務・システム最適化計画における意見募集に

寄せられた意見に対し公表する回答

標記意見募集に関しまして、個人5名の方より意見を頂戴しました。貴重なご意見ありがとうございました。御意見を提出して頂いた方のうち、住所・氏名を明記して頂いた方の御意見を掲載しております。

【意見1】

いつも総領事館のニュースを見ているのですが現代のIT時代におけるニュースの陳腐なことに驚いております。現在みている総領事館では、もっとも新しいものは3年前の2003年1月のものです。これでは何のやくにも立ちません。

【回答】

御指摘の点は真摯に受け止め、タイムリーな情報の提供をはかる等、領事サービスの一層の向上に努めます。

【意見2】

先日最寄りの総領事館にICチップのパスポートの件で問合せをしました。旅券担当の女性があまりにも対応がひどい為、「お名前を教えてください」と聞いたところ本人もまずいと感ぜたらしく、電話を切られてしまいました。直ぐにかけなおした所、16時で閉館の為、緊急番号になってしまい、あきれた次第です。せめて一般企業なみとは行かなくてもせめて通常の電話対応（質問に対して面倒くさからず、普通にお答え頂くだけで構いませんので）をお願いしたいと思います。（現地採用者でも最低の官庁内、モラルの教育をお願いします）

今後のIT化の予算、システムの構築以前の問題だと感じております。

【回答】

御指摘の点は真摯に受け止め、領事サービスの一層の向上に努めます。

【意見3】

これほど重要なことに、わずか10日間だけの期間で意見を聞くということは、まともに意見を聞くようにしているか疑問に感じます。

パブリックコメントは以前アメリカから1ヶ月以上期間をおくべきとの指摘があったのですが、アメリカ等での意見募集の情報を外務省は全く知らないといことでしょうか。

【回答】

諸般の事情により12日間の意見募集期間にも関わらず、御意見をいただきありがとうございました。今後の意見募集におきまして、参考とさせていただきます。

なお、この意見募集は、改正行政手続法により30日以上期間設定が義務付けられる「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」には該当しません。

【意見4】

外務省解体論がよく言われていますが、今日では内政イコール外政、外政イコール内政であり、現在のように外務省が単独で領事業務を独占しているのは弊害が大きすぎる。

【回答】

外務省は、外務省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十四号）の定めにより、領事業務を所掌しております。

【意見5】

領事業務は外務省の職員で無く法務省の職員が行うべきである。国際移動が激しい時代に、国内と国外を同一の組織で管理すべきである。

【回答】

外務省は、外務省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十四号）の定めにより、領事業務を所掌しております。

【意見6】

査証審査においても「短期滞在」では入国管理局と全く関係なく行われていて、外務省本省に尋ねても本省決裁で無い事例は把握されていない。

実子養育の認定証明書の交付を申請して、遅延出生届のため実子を疑われ2回不交付になり、DNA鑑定で親子確認をするため短期査証申請をしても3ヶ月以上たっても査証が出ない。入国管理局もDNA鑑定で科学的に証明できれば問題ない。なぜ査証が出ないのか理解できないが査証発行権限は入管に無い。

ということで、現地のフィリピン大使館で一体何を審査するのか情報公開を徹底的に行うべきで、アジア人蔑視とも受け止められるような誤解を生じないようにして頂きたい。

【回答】

査証事務に関する具体的事項等については、これを公にすれば、不正な査証申請を容易にすることが予想され、査証関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあります。

【意見 7】

重婚事例が多々見られるが、要件具備証明書を発行した場合には即時インターネットで本籍地に連絡するようなシステムにすべきである。現実には重婚で妻が二人も日本で生活していて、夫はなんら法的責任を取らされない。公序良俗が現実には無視されているのは、国、自治体の怠慢である。

【回答】

戸籍の届出は、事件本人の届出によりなし得るものであり、また、婚姻要件具備証明書の発給を受けたからといって婚姻するとは限りませんので、同具備証明書の発行をもとにご指摘のような判断をすることはありません。

【意見 8】

戸籍届の処理は、あまりにも時間がかかりすぎていると思います。「受付日に申請書類等をスキャナで取込み、翌日には本省で印刷して市区町村宛に発送する」くらいのスピード化は図れないものでしょうか。

【回答】

戸籍届の処理は、法律に定められた届出について在外公館長に受理権限があり、受理の可否は在外公館において審査が必須となります。

在外公館では、届出人から提出された届出書を単にそのまま市町村に送るのではなく、現地で発行される証明書に基づき審査し、場合によれば、その審査の内容について法務省と協議が必要となることもしばしば起こります。全ての届は、在外公館および外務本省において審査され、その後市町村長に送付されることになります。

【意見 9】

在留届の早期の電子化を期待します。

あまり煩雑な手続きになって欲しくはないですが、在留届の正確性を向上させるには、住民基本台帳と一体的に運用するのが効果的ではないかと思います。

【回答】

在留届は平成 14 年以降現在インターネットにより電子届出が可能となっています。在留届の正確性向上については、今後の検討課題にしていきたいと考えます。

【意見 10】

領事担当官の専門性向上について、市区町村の戸籍担当者に出向していただくのも、一つの方法だと思います。戸籍の専門知識がありますし、窓口業務に向いている人が多いように思います。

【回答】

在外公館においては、戸籍のみならず、旅券、証明、査証、在外選挙と多岐にわたる業務を、限られた数の職員でこなす必要があります。現在、外務省においては、領事担当官として研修等で業務を習得し、その専門性を向上することに努めております。

【意見 1 1】

窓口での待ち時間などについて、領事部に手続きに行くと、

- (1) 領事部の前には、いつもたくさんの方が集まっています。
- (2) 敷地内に入ろうとすると、多数の客引きに声をかけられます。
- (3) 敷地内に入っても、門のところで列を作って長時間待たされます。
- (4) 門内・建物内に入っても、窓口で長時間待たされます。

査証の窓口のほうが混雑しているようですが、旅券・戸籍・証明の窓口もかなり混雑しています。この状態が改善されるようなシステムはできないのでしょうか。

【回答】

窓口業務の多い公館における混雑の緩和、待ち時間の短縮、事務処理の迅速化については、窓口業務のシステム化を進めながら、各館とも工夫を進める必要があります。

